

不当労働行為救済命令取消請求事件の勝利にあたって

12月8日、最高裁判所は二つの不当労働行為救済命令取消請求事件上告審で、現場管理者・科長、助役の言動は不当労働行為にあたるという画期的な判断を下した。通称「つば八事件」（JR東海労が上告）の原判決棄却と東京高等裁判所差し戻しの判決を言い渡し、「リ्यूズ事件」（会社が上告）では、会社の上告を棄却する決定を行ったのである。

このことにより、中央労働委員会とJR東海労の主張が受け入れられ、なりふりかまわず繰り返される会社の不当労働行為が社会的に指弾されることとなった。私たちは、ここに高らかに勝利宣言を発するものである。

この二つの事件は、1991年8月19日、翌1992年3月16日、会社管理者（助役、科長、人事課長）がJR東海労東京運転所分会の組合員に対する脱退懲慥と分会活動への支配・介入を行った不当労働行為事件である。一つは、私たちがJR東海労を結成（1991年8月11日）して約1週間後の事件であり、もう一件は翌年の春闘ストライキ通告後に行われた事件である。まさにJR東海労の弱体化を意図して会社ぐるみで行われた極めて卑劣な不当労働行為である。私たちは事件発覚後直ちに、愛知県地方労働委員会と東京都地方労働委員会へそれぞれ救済申立を行い、以降15年間の歳月をかけ闘い抜いてきた。

闘いの争点は、事実関係の疎明が十分か否かということと、あわせて「組合員資格を有する下級職制の行為が、労働組合活動への支配・介入にあたるのか否か、あるいは組合活動の範疇であるのか否か」というものであった。言いかえれば、会社が労働組合破壊策動を、労使対立ではなく労労対立に見せかけようとしたことに、司法がどのように判断を下すのかということであった。

今回の判決・決定は、このことに断を下したのである。当時の東京運転所の組合員資格がある助役、科長の言動、行為に対して、最高裁判所は、利益誘導、脱退懲慥の事実を認めた上で「使用者の意を体して労働組合に対する支配介入を行った場合には、使用者との間で具体的な意志の連絡が無くとも不当労働行為と評価する」と判断したのである。

この判断は歴史上極めて大きな意味を持つものである。多くの労働組合が、企業の言いなりになるように育成した「第二組合」＝御用組合に勢力を奪われ、「第一組合」が消滅し、あるいは弱体に追い込まれているその過程で泣き寝入りせざるを得なかった労働者に一矢報いる判決となり、今後の労使関係に大きく影響していくことは間違いない。私たちの闘いが判例として後の世までいかされていくのである。まさに画期的な判決として受け止めるものである。

ところが会社は、反省するどころか最高裁判所の判決・決定を報じたJR東海労の組合掲示を一方的に撤去した。まさに中央労働委員会命令を愚弄し、最高裁判所の判決・決定をもまったく無視するという行為である。私たちは、このような会社を絶対に許さない。今回の判決・決定を大きな力として、不当労働行為を繰り返す会社と断固闘っていくことをあらためて明らかにする。

2006年12月13日

JR東海労働組合中央本部